

## 望まれる学長像と学長候補者選考方法

平成26年9月29日  
島根大学学長選考会議決定

### 望まれる学長像

島根大学は、大学憲章の実現を目指し、今後さらに、地(知)の拠点としての大学を確立し、その使命を果たすことが期待されている。そのために、島根大学長は、以下のような資質、能力を備えていることが望まれる。

第一に、優れた学識と高い倫理観を有し、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有するとともに、リーダーとして島根大学の未来を切り拓く改革を推進し、活力ある教育研究の場を実現できる企画と実行の力量を備えていること。

第二に、国内外の社会ニーズに応え、迅速かつ的確な使命達成を可能とするために、学内をはじめ多様な人々との良好なコミュニケーションを図り、信頼関係を築くことによって、合意形成と協働体制を構築できること。

第三に、島根大学の誇りある歴史とそれを創り出してきた先人の努力に敬意を払い、島根大学の強みを活かした地(知)の拠点となるように努め、地域に根ざし、地域を支えることによって日本の学術文化に寄与するとともに、地域から世界に発信する国際的な拠点としての明快なビジョンと方策を提示できること。

第四に、基礎的な領域などの多様な教育研究分野の現状を理解し、それらの分野の将来への展望を持つとともに、大学憲章及び与えられた社会的使命に基づいて第二期中期計画の着実な実施、第三期中期目標・計画の立案と実施、大学の財政基盤の確立と組織内の適切な資源配分を実現できる優れた能力を有していること。

### 学長選考会議での選考方法

- ① 学長選考会議は、学長選考の基準として「望まれる学長像」を定め、公表する。
- ② 学長選考会議は、「望まれる学長像」に基づいて、学長候補適任者の所信、経歴、意向調査結果、その他必要と思われる情報を十分に収集して総合的に判断をした上で、学長候補者を決定する。
- ③ 学長選考会議は、学長候補適任者の推薦を依頼する日における本学の「推薦資格を有する者」及び本学の経営協議会委員の学外委員に対し、学長候補適任者の推薦依頼を公示する。
- ④ 学長選考会議は、推薦された学長候補適任者の提出した「学長候補適任者推薦書」「学長候補適任者経歴・業績調書」「推薦者名簿」「所信表明書」及び「同意書」を上記の「望まれる学長像」に基づいて、候補適任者の審査を行い、諾否確認の上、5名以内を学長

候補適任者として選考する。学長候補適任者の審査を行うに当たって、学長選考会議は必要に応じ面接することができる。

- ⑤ 学長選考会議は、意向調査の実施に必要な事項を期日 10 日前までに公示するとともに意向調査対象者に通知する。
- ⑥ 学長選考会議が必要と認めた場合は、立会演説会を開催することができる。
- ⑦ 意向調査は、学長候補適任者の人数にかかわらず、投票により行う。
- ⑧ 学長選考会議は、意向調査管理委員会からの意向投票結果の報告に基づき、再度の意向調査の必要性について判断する。学長選考会議は、再度の意向調査が必要と判断した場合は、その実施方法について決定する。
- ⑨ 学長選考会議における決定については、透明性を高めるために、決定のために用いた情報と決定理由について公開する。

(根拠規則)

- ・ 国立大学法人島根大学長選考等規則（平成 17 年島大規則第 48 号）
- ・ 国立大学法人島根大学長選考等規則実施細則（平成 17 年島大細則第 3 号）
- ・ 国立大学法人島根大学学長選考会議規則（平成 16 年島大規則第 165 号）